令和３年１月１９日

諮問番号：令和２年度諮問第１号
答申番号：令和２年度答申第１号

答　　申

第１　審査会の結論

処分庁（小牧市長）が行った令和２年度国民健康保険税納税通知書の課税所得額の決定額に関する処分（以下「原処分」という。）に対する審査請求人の令和２年６月２２日付け審査請求については、棄却すべきものとする。

第２　審査会への諮問に至るまでの経過

１　令和２年６月１５日に処分庁は、審査請求人に対して原処分を行った。

２　同年６月２２日に審査請求人は、原処分について、審査庁に対し、後記のとおり審査請求をした。

３　処分庁は、同年７月１４日に審理員に対して弁明書を提出した。

４　同年９月１８日に審理員は、審査庁に対し、審理員意見書を提出した。

第３　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人の請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人は、次の理由により原処分の取消しを求めている。

(2) 審査請求の主な理由

原処分は、審査請求人が、上場株式等の配当所得について、所得税と住民税とで異なる課税方法を選択するところ、手続きを失念したため、誤った課税方法により算定された所得金額に基づき決定されたものであるから、取り消されるべきである。

２　処分庁の主張及び説明の要旨

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、住民税に

おいて申告不要制度を選択した場合、国民健康保険税の所得割額を算定する総所得金額等に計上されないが、審査請求人は、申告不要制度を選択する手続をしていない。その結果、上場株式等に係る配当所得等が国民健康保険税の所得割額を算定する課税所得額に計上されたものである。

原処分は、審査請求人が申告した令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告により決定した所得金額を用い、法令に基づき決定したもので、適正な処分であるから、本件審査請求は、理由なしとして棄却されるべきである。

第４　審理員意見書の要旨

１　意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

２　理由

平成２９年４月１日から、個人が上場株式等の配当を受けた場合の住民税申告の方法について、所得税の申告方法とは別に確定申告を行う総合課税と、申告不要制度（源泉徴収）から選択できるようになった。

総合課税を選択する場合は、配当控除等の適用があるものの、総所得金額等に加算されるため、国民健康保険税額の算定の基礎となる課税所得額に加算される。

申告不要制度（源泉徴収）を選択する場合は、総所得金額等に加算されず、国民健康保険税額の算定の基礎となる課税所得額に加算されない。

審査請求人は、上場株式の配当所得を含む令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を小牧税務署に提出したが、市民税・県民税税額決定納税通知書の送達日までに、小牧市市民税課に対して市民税・県民税申告書（申告不要制度利用）を提出しなかった。

令和２年度国民健康保険税課税所得額は、審査請求人が申告した令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告により決定した所得金額を用い、法令に基づき決定したものである。

審査請求人の確定申告時の選択の誤りについては、処分庁が適否を判断できるものではなく、正当な手続によってなされた原処分に何ら

違法又は不当な点は認められない。

第５　審査会の判断

原処分は、審理員意見書にもあるとおり、審査請求人が申告不要制度を選択せず、総合課税を選択して行った令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づいて決定されたものである。

総合課税又は申告不要制度のいずれを選択するかは本人に委ねられており、本人が選択した方法で行われた確定申告により決定した所得金額に基づき、処分庁が国民健康保険税の課税所得額を決定したことに違法又は不当な点は認められない。

よって、本審査会は、本件審査請求には理由が無いものと判断し、審理員の意見のとおり、これを棄却すべきと判断する。

なお、処分庁においては、納税者が申告制度を正しく理解し、選択することができるよう、引き続き十分な周知を行うよう努められたい。

第６　審査会の調査審議の経過

令和２年９月２９日	審査庁から諮問書を受理した。
令和２年１１月１３日	審査会開催　調査審議（審査庁からの意見聴取を行った。なお、審査請求人からは、主張書面の提出、意見陳述共になし。）
令和３年１月１９日	答申